

# がん具、刃物を取り扱われている皆様へ

## ◎ 有害指定がん具、刃物類の青少年への販売等の制限

奈良県青少年の健全育成に関する条例では、

- 1 何人も青少年が正当な理由等により所持する場合を除き、青少年に有害がん具刃物類を所持させないようにしなければなりません。
- 2 がん具刃物類の販売業者は、青少年に有害指定されたがん具刃物類を販売したり、貸し付けてはならない。とされております。

現在、当条例により有害指定されているがん具、刃物類は次のとおりです。

## ◎ 有害指定ナイフ

### ① 折り畳み式ナイフ

- ・刃体が6 c mを越えるもの  
(ただし、十徳ナイフ、肥後守を除く)

### ② 固定式のナイフ

- ・刃体が6 c mを越えるもの  
(ただし、果物ナイフ、カッターナイフ等を除く)

### ③ スライド式ナイフ

- ・刃体が6 c mを越えるもの  
(ただし、クラフトナイフを除く)

### ④ 仕込み式のナイフ

- ・外観はペン又は串の形状をし、刃体を内臓したもの  
(ただし、果物ナイフ、カッターナイフ等を除く)

## ◎ その他有害指定がん具

### ① がん具銃

- ・がん具用の鉄砲で、発射した弾丸の威力が $0.05 \text{ kg f} \cdot \text{m} / \text{c m}$ 以上のもの。

※「 $0.05 \text{ kg f} \cdot \text{m} / \text{c m}$ 」とは、3メートルの距離にある、四隅を支え持った状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力。

### ② スリングショット

- ・いわゆるパチンコで、発射した弾丸の威力が $0.05 \text{ kg f} \cdot \text{m} / \text{c m}$ 以上のもの。

### ③ がん具手錠

- ・強固な材質で作られた、手等の自由を拘束する錠。